

3 予予第 1 4 0 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

一般社団法人 東京駐車場協会
会長 木村 恵司 様

東京消防庁
予防部長 大竹 晃 行



二酸化炭素消火設備が設置されている建物において工事、メンテナンス等を行う場合の安全対策について（依頼）

平素より、消防行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

去る令和 3 年 4 月 1 5 日に、新宿区内の機械式駐車場において、二酸化炭素消火設備から何らかの理由により消火剤が放出され、死者 4 名、負傷者 2 名を出す事故が発生しました。

事故の詳細については調査継続中ですが、二酸化炭素消火設備は、工事中や点検時等の誤操作又は誤作動により消火剤が放出された場合、生命に危険を及ぼす恐れがあります。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、貴協会の会員の方々に、添付のリーフレットを活用の上、別記の事項についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、当庁ホームページにおきまして添付したリーフレットのデータ及び関連情報を提供しておりますのでご活用ください。

問合せ先

〔 予防課消防設備係 田原 黒田 〕
〔 電話 03-3212-2111 (内線 4762 4767) 〕

別記

二酸化炭素消火設備が設置されている建物において工事、メンテナンス等を行う場合の安全対策

- 1 二酸化炭素消火設備について、常時、十分な点検整備を行うこと。
- 2 二酸化炭素消火設備が設けられている場所又はその付近で工事（他の設備機器に係る工事を含む。以下同じ。）やメンテナンス等を行う場合は、消防署へ相談の上、誤作動や誤放出しないよう二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせるなど、工事時の安全を確保して行うこと。

なお、防火管理義務対象物で当該設備の機能を停止させる場合は、防火管理者に工事中の消防計画を作成させて届け出る必要があること。

- 3 二酸化炭素消火設備が設けられる場所又はその付近で工事やメンテナンス等を行う場合は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に関係者以外の者が出入りできないように管理の徹底を図ること。
- 4 設備の適正な取扱方法、作動の際の対応方法、避難方法、二酸化炭素の人体に対する危険性等について防火管理者等の建物関係者に周知徹底すること。
- 5 二酸化炭素消火設備の消火剤が放出された場合には、直ちに消防機関への通報、当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者への連絡を行うとともに、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分への立ち入りを禁止すること。

また、放出された防護区画、当該防護区画に隣接する部分に立ち入る場合は、消防職員、専門業者等の指示に従うこと。